

訪問看護利用料金表（介護保険）

独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院附属訪問看護ステーション
(令和7年3月1日現在)

介護保険自己負担割合に応じて、基本料金の1割～3割となります。
介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1) 基本利用料 自己負担1割の場合

訪問看護費	
※20分未満	要支援者 303円 要介護者 314円
30分未満	要支援者 451円 要介護者 471円
30分以上1時間未満	要支援者 794円 要介護者 823円
1時間以上1時間30分未満	要支援者 1,090円 要介護者 1,128円
理学療法士 または作業療法士の場合 1回20分以上(6回/週まで)	要支援者 284円 1日に連続して2回を超えた場合は、50/100相当額 *利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行なった場合は、 1回につき5円減算 要介護者 294円 1日に連続して2回を超えた場合は、90/100相当額

※は、週1回以上20分以上の訪問看護を実施、頻回な医療処置が必要な場合
夜間・早朝の訪問看護は、125/100相当額 深夜の訪問看護は、150/100相当額

(2) 加算料金 自己負担1割の場合

訪問看護費の加算		
※サービス提供体制強化加算 I	6円 1回につき	事業所が医療体制、人材等の要件を満たしている
看護体制強化加算 I	550円 月1回	事業所が医療実績の要件を満たしている
※緊急時訪問看護加算 I	600円 月1回	24時間対応体制
※特別管理加算 I	500円 月1回	カテーテル等の管理
※特別管理加算 II	250円 月1回	在宅酸素や褥創等の管理
専門管理加算	250円 月1回	専門性の高い看護師による管理
口腔連携強化加算	50円 月1回	歯科医療機関等との連携
初回加算 I	350円	退院日または退所時に初回訪問を行った場合は初回加算 I、それ以外は初回加算 II 退院または退所時に共同指導を実施した場合は退院時共同指導加算を算定
初回加算 II	300円	
退院時共同指導加算	600円	
長時間訪問看護加算	300円	特別管理加算対象者へ1時間30分以上の看護
複数名訪問看護加算 I	30分未満 254円 、30分以上 402円 2人の看護師等が同時に訪問看護を行なう場合	
複数名訪問看護加算 II	30分未満 201円 、30分以上 317円 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行なう場合	
看護・介護職員連携強化加算	250円	痰吸引などで介護職員と連携した場合
※ターミナルケア加算	2,500円	死亡日及び死亡日前14日以内に 2日以上ターミナルケアを行った場合

※は、介護保険支給限度基準額対象外

(3) その他の料金

①交通費

通常の実施地域（二本松市 本宮市 大玉村 福島市松川町）は不要とし、その他の地域は、通常の訪問看護の実施地域の境界から起算して1Kmあたり53円を負担していただきます。

②死後の処置

死後の処置を行った場合は、10,000円を負担していただきます。